

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
3月24日  
(金曜日)

## 目次

- 規則
  - 山口県公有財産規則の一部を改正する規則(管財課).....一
  - 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(県民生活課).....二
  - 山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課).....二
- 告示
  - 山口県土地利用基本計画の変更の公表(政策企画課).....二
  - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しなればならない区域の指定(環境政策課).....二
  - 生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出(厚政課).....三
  - 保安林指定施業要件の変更(下関市)(森林整備課).....三
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....四
  - 道路の供用の開始(道路整備課).....四
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....五
  - 土砂災害警戒区域の指定の解除(一〇件)(砂防課).....五
  - 土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....八
  - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(二〇件)(砂防課).....九
  - 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....九
  - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....一三
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....一四
  - 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....一四
  - 公安委規則
    - 山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則.....一四
    - 山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程.....一五

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき公安委員会が行う聴聞等の主宰者の指名に関する規程の一部を改正する規程.....一五



山口県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第十一号

山口県公有財産規則の一部を改正する規則

山口県公有財産規則(昭和三十九年山口県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の二の見出しを「(行政財産の貸付け等)」に改め、同条中「である土地」を削り、「これ」を「行政財産である土地」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第十二号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年山口県規則第百一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書」を「特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「主たる」を削り、「山口市又は防府市の区域内である」を「一の県民局の所管区域内のみにある場合以外の」に改める。

別記第五号様式の添付書類に次のように加える。

3 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

4 変更後の定款

別記第十二号様式の(裏)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第十三号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記第十六号様式中「仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書」を「特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書」に、「仮認定特定非営利活動法人の仮認定」を「特例認定特定非営利活動法人の特例認定」に、「仮認定の」を「特例認定の」に改める。

別記第十七号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項ただし書の改正規定及び別記第五号様式の添付書類に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十三号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第十項、第四十六条第三項及び第五十一条中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。



山口県告示第九十三号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定により定めた山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 計画の変更の内容

(一) 変更の要旨

山口県土地利用基本計画図のうち、都市地域、森林地域及び自然公園地域の一部を変更した。

(二) 変更に係る市町の区域

下関市、山口市、周南市及び大島郡周防大島町の区域

(三) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画図のとおり

二 縦覧の場所

山口県総合企画部政策企画課並びに関係市役所及び周防大島町総務部政策企画課

山口県告示第九十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

岩国市灘町一の一の一部

二 特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊浦町大字厚母郷字山すげ三の一〇・三の一〇一・三の一六六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三の一六七、三の一六九、三の二〇一、三の二〇五、豊北町大字阿川字岳山一七四の一、一七四の二八、一七四の二九（次の図に示す部分に限る。）、一七四の三〇、豊北町大字粟野字安崎西二〇三二の七（次の図に示す部分に限る。）、二〇三二の八、二〇三二の九

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市豊北町阿川字岳山一七四の一、一七四の二八、一七四の二九（次の図に示す部分に限る。）、一七四の三〇、豊北町大字粟野字安崎西二〇三二の七（次の図に示す部分に限る。）、二〇三二の八、二〇三二の九

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 宇賀山陽線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市大字小月町字札ノ尾二一〇の 一地从先から 同市菊川町大字下大野字洗川四七六 の二地先まで	最狭 一三・二 最広 三一・六	最狭 二七・〇〇 最広 六三九・〇	六二八・五	道路改良工事の 完了による。	

山口県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道 宇賀山陽線 下関市大字小月町字札ノ尾二二〇の一地先から同市菊川町大字下大野字洗川四七六の二地先まで  
平成二十九年三月二十五日

**山口県告示第九十九号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
- 二ノ瀬地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	内 名	小 字	地 番	標 柱 番 号
下松市	河内	小原	一ノ〇の一		一号
〃	〃	〃	七七七		二号
〃	〃	石ノ瀬	一一四の三		三号
〃	〃	〃	一一四の一		四号
〃	〃	二ノ瀬	七七二の四地先		五号
〃	〃	〃	七七二の一		六号
〃	〃	〃	七七三の六		七号
〃	〃	山屋祢ノ内	四七の三		八号
〃	〃	河切	七七五の一		九号

**山口県告示第百号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第三百十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
江崎(一)(9)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第百一号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第三百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
徳地串(一)(9)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称  
徳地岸見(二)(16)、徳地山畑(二)(8)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 解除に係る区域の名称  
河内(一)15)、河内(一)21)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 解除に係る区域の名称  
生野屋南(二)6)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。〕

**山口県告示第百二二号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

一 解除に係る区域の名称

山口県知事 村岡 嗣 政

水の上町(一)1)、吉敷佐畑(一)1)  
二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。〕

**山口県告示第百三三三号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第百三十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称  
阿東徳佐上(一)3)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 解除に係る区域の名称  
阿東篠目(二)12)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部

道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。

### 山口県告示第百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第百八十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
阿東嘉年上(一)(1)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
阿知須(一)(9)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第八十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
周東町祖生(一)(34)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十二年山口県告示第百八十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
湯野(二)(97)
- 二 解除に係る区域の範囲

- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第百八号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
大島(一)(7)、徳山(一)(43)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第百九号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百九十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称

- 安田(一)(5)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第百十号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
江崎(一)(9)、水の上町(一)(1)、吉敷佐畑(一)(1)、徳地串(一)(9)、阿知須(一)(9)、阿東嘉年上(一)(1)、阿東徳佐上(一)(3)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
徳地岸見(二)(16)、徳地山畑(二)(8)、阿東篠目(二)(12)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市建設部



道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。( )

- 一 区域の名称  
河内(一)15、河内(一)21
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
生野屋南(二)6
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
周東町祖生(一)34
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
大島(一)7、徳山(一)43、安田(一)5

- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
湯野(二)97
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第百一十一号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第三百十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
江崎(一)9
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
徳地串(一)(9)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称  
徳地岸見(二)(16)、徳地山畑(二)(8)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称  
河内(一)(15)、河内(一)(21)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称  
生野屋南(二)(6)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十七号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
水の上町(一)(1)、吉敷佐畑(一)(1)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百六十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
阿東徳佐上(一)(3)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称  
阿東篠目(12)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第百八十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
阿東嘉年上(一)(1)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第四百七十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
阿知須(一)(9)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第八十二号）により指定された区域についての指定を次のと

おり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
周東町祖生(一)<sup>34</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十二年山口県告示第百八十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
湯野(二)<sup>97</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第百三十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
大島(一)<sup>7</sup>、徳山(一)<sup>43</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第百九十七号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
安田(一)<sup>5</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

江崎(一)(9)、水の上町(一)(1)、吉敷佐畑(一)(1)、徳地串(一)(9)、阿知須(一)(9)、阿東嘉年上(一)(1)、阿東徳佐上(一)(3)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

河内(一)(15)、河内(一)(21)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

周東町祖生(一)(34)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

大島(一)(7)、徳山(一)(43)、安田(一)(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十二号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

一三〇〇 大内御堀

を

六丁目八番一〇号 大内千坊

に改める。



(八七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十九年三月二十四日から同年七月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 平田ショッピングセンター  
 所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号
- 二 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名  
 十川 秀子 大阪府枚方市茄子作一丁目四〇番四号  
 十川 孝之 〃 〃 北楠葉町二番八号  
 十川 尚之 〃 〃 岡山手町一五番二五号  
 油屋 正義 岩国市横山三丁目二番二三号  
 油屋ひろ子 〃 横山一丁目一番四号  
 株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗  
 株式会社中央フード 防府市大字江泊一九三六 上野 明弘
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称		(仮称)平田ショッピングセンター	平田ショッピングセンター
大規模小売店舗を設置する者の住所		岩国市尾津町五丁目一番一号	防府市大字江泊一九三六
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社中央フード	〃 〃	〃 〃

四 届出年月日  
 平成二十九年三月十日

五 変更年月日  
 平成二十九年三月一日

(八八) 土地改良事業の工事の完了  
 次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。  
 平成二十九年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事業の名称  
 県営平生中央地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
- 二 工事完了の時期  
 平成二十九年一月三十一日



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十九年三月二十四日

山口県公安委員会

**山口県公安委員会規則第三号**

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則  
 山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中「三課」を「四課」に、「生活安全企画課」を「生活安全企画課 人身安全対策課」に改め、同条第七項中「生活安全全部生活安全企画課に人身安全対策室を、生活安全全部生活環境課にサイバー犯罪対策室を」を削る。
- 第四条第一項警務課に関する部分中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 警務警察の運営に関する企画に関すること。

第四条第二項生活安全企画課に関する部分中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活安全警察の運営に関する企画にすること。

第四条第二項生活安全企画課に関する部分中第五号から第十一号までを削り、第十二号を第五号とし、第十三号から第二十六号までを七号ずつ繰り上げ、同部分の次に次のように加える。

人身安全対策課

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の施行に関すること。

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の施行に関すること。

三 子供及び女性の人身安全対策に関すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の施行に関すること。

五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の施行に関すること。

六 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の施行に関すること。

七 行方不明者発見活動に関すること。

八 酩酊者、行方不明者、迷い子その他の応急の救護を要する者の保護に関すること。

九 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第三百三号）の施行に関すること。

第四条第三項地域企画課に関する部分中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域警察の運営に関する企画に関すること。

第四条第五項交通企画課に関する部分第二号中「交通に関する調査及び」を「交通警察の運営に関する」に改め、同条第六項公安課に関する部分第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同部分第五号とし、同部分中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 警備警察の運営に関する企画に関すること。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

### 山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会公文書取扱規程（平成十三年山口県公安委員会規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

五 山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号。以下「個人情報保護条例」という。）第十条第一項の規定による開示の請求、個人情報保護条例第二十一条第一項の規定による訂正の請求又は個人情報保護条例第二十七条第一項の規定による利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求があったもの 個人情報保護条例第十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十九条第一項の決定の日の翌日から起算して一年間

附 則

この規程は、平成二十九年三月二十四日から施行する。

### 山口県公安委員会規程第三号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき公安委員会が行う聴聞等の主宰者の指名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

山口県公安委員会

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき公安委員会が行う聴聞等の主宰者の指名に関する規程の一部を改正する規程

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき公安委員会が行う聴聞等の主宰者の指名に関する規程（平成十二年山口県公安委員会規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号を次のように改める。

一 山口県警察本部生活安全部人身安全対策課長

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十四日印刷

発行人所

山口県知事